

医 第 7 1 号  
令和 4 年 4 月 5 日

各医療機関管理者 様

石川県健康福祉部医療対策課長  
( 公 印 省 略 )

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」の一部の施行等について

日頃より、本県の保健医療行政の推進につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。標記につきまして、厚生労働省医政局長より通知がありましたので、お知らせいたします。

下記、県ホームページにも掲載いたしましたので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 通知の掲載場所

石川県健康福祉部医療対策課ホームページ>医療機関への各種お知らせ  
[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan\\_oshirase.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryuu/tsuchi/iryookikan_oshirase.html)

### 2 内容

令和 6 年 4 月 1 日からの医師の時間外労働時間上限規制において、本年 4 月 1 日から施行される医療機関評価センターに関する事項等の主な内容及び本通知

#### 添付資料

- (別紙) 特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ
- (別添 1) 医療法第七十七条第一項の指定をした旨を公示する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 146 号) 【官報】
- (別添 2) 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン (評価項目と評価基準) 第 1 版
- (別添 3) 医師労働時間短縮計画作成ガイドライン 第 1 版
- (別添 4) 医療機関が都道府県へ特定労務管理対象機関の指定申請を行う際の様式例及び都道府県の指定通知様式例
- (別添 5) C-2 水準に係る技能研修計画の様式
- (別添 6) C-2 水準に係る対象医療機関申請書の様式

(事務担当)

医療対策課  
医療指導グループ  
TEL 076-225-1433  
FAX 076-225-1434